

令和 6 年 度
四日市市会計年度任用職員（フルタイム）
【児童通所給付支援員】 採用試験要項

1 募集職種及び採用予定人数

○募集職種・・・会計年度任用職員フルタイム（児童通所給付支援員）

◇採用後の主な業務内容

障害のある児童の通所支援給付決定に関する窓口・電話・訪問対応業務
（基本的なパソコン操作あり）

○採用予定人数・・・1名

2 採用予定日 令和6年10月1日

3 受験資格 次の①～④の条件をすべて満たし、(ア)～(ウ)のいずれかに該当する人

- ① 昭和39年10月2日以降に生まれた人
 - ② 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人
 - ③ 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する人
 - ④ 普通自動車免許を有する人
 - (ア) 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する人
 - (イ) 平成31年度以降に相談支援従事者初任者研修または相談支援従事者現任者研修を修了した人
 - (ウ) 福祉分野で障害児（者）に関する相談または支援に3年以上従事した経験を有する人
- ※合格者に、資格免許証の写し又は職歴証明書等の提出を求めます。
・受験申込内容に虚偽の記載等が確認された場合は、採用が取り消されることがあります。

4 試験日及び会場

試験日	令和6年8月18日（日） 午前9時から
会場	四日市市総合会館5階 保健指導室（四日市市諏訪町2番2号）

（注）受験人数等の都合により変更することがあります。

5 試験内容（予定）

※鉛筆（B又はHB）数本と消しゴム等の筆記用具を持参すること。

試験科目	試験時間	内 容
教養試験	50分	国語（日本語）能力及び数的処理能力についての筆記試験を行います。
適性検査	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査を行います。
小論文	60分	当日、指定されたテーマについて自分の意見とその理由を論述してもらいます。
面接試験	—	人物及び職務に対する適応性等の総合評価を行います。

6 合格発表 令和6年8月下旬（予定） 郵便にて本人宛て通知

※採用内定者には、健康診断を受診していただきます。

7 受験手続

○提出書類（下記①～③）

- ①受験申込書 1部〔市規定用紙。3箇月以内に撮影の上半身・脱帽の写真（30×40mm・2か所）を貼り付けること。〕
※学歴・職歴欄については、学部学科名等まで記載し、卒業、中退等を明示してください。
- ②封筒（長3型） 2通（2通とも宛名を明記し、84円切手を貼ること。）
※受験票、試験結果送付用。
- ③在留資格を証する書類（住民票など） 1部（外国籍の人のみ）
※個人番号情報は不要です。
※受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。また、提出書類については返却しません。

○提出先

四日市市こども未来部 こども発達支援課
〒510-0085 四日市市諏訪町2番2号 TEL059-354-8064

○受付期間

令和6年6月18日（火）から令和6年8月6日（火）〔当日必着〕
※郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書きしてください。
持参の場合の受付は、祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

8 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には、総合順位と総合得点をお知らせします。

- (1) 期間 合格発表日から1か月間（土・日・祝日を除く）
(2) 場所 四日市市こども未来部 こども発達支援課
(3) 請求方法 受験者本人が、受験票又は本人確認書類（運転免許証等）を持参の上直接申し出る。

9 受験についての問い合わせ先

四日市市こども未来部 こども発達支援課 TEL059-354-8064

勤務条件（令和6年4月時点）

- (1) 初任給 199,980円（地域手当（10%）を含む）
☆前職歴に応じて初任給へ加算する場合があります。（同職種の前職がある場合に限り）
☆諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当（4.5月分）、退職手当などが支給されます。
☆民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。
☆勤務条件にかかる要綱、規則等は改正される場合があります。
- (2) 勤務場所 四日市市役所 こども発達支援課（四日市市諏訪町2番2号）
- (3) 勤務時間等
1週あたり38.75時間、原則として祝日を除く月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分。
- (4) 休暇 年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。
その他、夏期特別休暇、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります。
- (5) 任用期間及び再度の任用
採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする。（令和7年3月31日）
（勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、最長令和9年3月31日まで）

で。) (その後2年間は選考による再度の任用あり。ただし、最長令和11年3月31日まで。
なお、62歳を超えての選考による再度の任用はありません)

■■参考

地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立する政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者